

砂利採取法施行細則及び採石法施行細則の一部を改正する規則の概要

1 改正の経緯・趣旨

- 砂利採取業務主任者試験及び採石業務管理者試験（以下これらを「試験」という。）の実施に関する公告については、それぞれ砂利採取業者の登録等に関する規則及び採石法施行規則（以下これらを「省令」という。）の規定により県公報で公告することが義務付けられている。ただし、県の規則に別段の定めを設けることにより、県公報以外の方法で公告することも省令上可能とされている。
- 県公報は、かつては唯一ともいえる有力な周知媒体であったが、インターネットの普及に見られる社会環境の変化に伴い、現在では周知効果などの点で、県ホームページへの登載などインターネットの利用による公表に優位性が認められる状況にある。
- こうした状況を踏まえ、試験の実施に関する公告について、インターネットの利用による公表を中心とした最適な周知方法の選択を規則上可能とするため、所要の改正を行う。

2 改正の概要

試験の実施に関する公告の方法に係る省令の規定に対する別段の定めとして、次の規定を新設する。

（1）砂利採取法施行細則

（新設する規定）

第2条 知事は、砂利採取業務主任者試験を実施するときは、当該試験を施行する場所及び期日並びに受験願書の提出期限を、あらかじめインターネットの利用その他の方法により公告しなければならない。

（2）採石法施行細則

（新設する規定）

第2条 知事は、採石業務管理者試験を実施するときは、当該試験を施行する場所及び期日並びに受験願書の提出期限を、あらかじめインターネットの利用その他の方法により公告しなければならない。

3 施行期日

公布の日